

令和6年度

特別職報酬等審議会

第1回会議 補助資料

目次

1. 地方自治法（抜粋）
2. 白井市附属機関条例（附則なし）
3. 国からの通知
4. 令和4年度答申
5. 令和5年度答申
6. 地方公務員法（抜粋）
7. 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（附則なし）
8. 白井市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例（附則なし）
9. 令和6年度人事院勧告概要
10. ホームページURL

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第三百十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(昭二七法三〇六・追加、平一一法八七・一部改正)

○白井市附属機関条例

平成24年12月28日
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第138条の4第3項](#)に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に[別表](#)に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、[同表](#)に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長(教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。)が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 [前条](#)の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。[次項](#)において同じ。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関([白井市情報公開条例\(平成11年条例第2号\)第2条第1号](#)に規定する実施機関及び[個人情報の保護に関する法律施行条例\(令和4年条例第19号\)第2条第1項](#)に規定する実施機関をいい、[白井市議会の個人情報の保護に関する条例\(令和5年条例第9号\)第46条第1項](#)の規定により諮問をした議会の議長を含む。[次項](#)において同じ。)に対し、審査請求のあった処分に係る情報([白井市情報公開条例第2条第2号](#)に規定する情報をいう。以下この項において同じ。)又は保有個人情報([個人情報の保護に関する法律\(平成15年法律第57号\)第60条第1項](#)に規定する保有個人情報及び[白井市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項](#)に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から[前項](#)の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(一部改正〔平成28年条例5号・令和4年19号・5年9号〕)

(白井市交通安全対策会議の特例)

第9条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会(以下この条において「審議会」という。)の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員等は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

8 第6条及び第7条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員(臨時委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、第7条中「附属機関」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則)

第12条 第8条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(追加〔平成28年条例5号〕)

別表(第2条関係)

(一部改正〔平成25年条例13号・24号・33号・26年3号・13号・27年4号・7号・22号・25号・28年5号・6号・28号・29年20号・30年2号・29号・令和2年3号・20号・3年1号・16号・4年1号・19号・5年2号・9号・14号・24号・6年23号〕)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市情報公開・個人情報保護審査会	(1) <u>白井市情報公開条例第12条第1項</u> の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (2) <u>個人情報の保護に関する法律第105条第3項</u> において読み替えて準用する <u>同条第1項</u> の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (3) <u>白井市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項</u> の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。 (4) <u>個人情報の保護に関する法律施行条例第12条</u> の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。 (5) <u>白井市議会の個人情報の保護に関する条例第51条</u> の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	5人以内	3年

	<p>(6) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、市長に意見を述べること。</p> <p>(7) <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項</u>の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</p>				
白井市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬若しくは政務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料若しくは手当の額について調査審議すること。	会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 市民	10人以内	3年
白井市いじめ対策再調査会	<u>いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項</u> に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合における調査の結果について調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	5人以内	3年
白井市行政経営審議会	(1) 行政経営に関する重要事項について調査審議すること。 (2) 白井市公共施設等総合管理計画の推進等に関する事項について調査審議すること。 (3) 行政経営改革に関する計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。 (4) 行政経営について、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民	8人以内	3年
白井市指定管理者選定審査会	(1) 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消しについて審査すること。 (2) 指定管理者による公の施設の管理について、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の管理に関する附属機関その他の機関の代表者 (3) 市民 (4) 市の職員	6人以内	3年
白井市入札等監視委員会	(1) 市が発注する工事、委託その他の契約に係る入札及び契約手続き並びに入札及び契約の過程に係る再苦情について調査審議すること。 (2) 市の入札及び契約に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べること。	委員長 委員	学識経験を有する者	3人以内	3年
白井市まち・ひと・しごと創生審議会	(1) <u>まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項</u> の規定に基づく白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事項について調査審議すること。 (2) 白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について、市長に意見を述べること。 (3) 白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 金融機関の代表者 (4) 市民	10人以内	3年
白井市地域公共交通活性化協議会	(1) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項</u> の規定に基づく地域公共交通計画(以下	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 一般旅客自動車運送	24人以内	3年

	<p>「交通計画」という。)の策定及び変更に関する事項について協議すること。</p> <p>(2) 交通計画の実施に係る連絡調整を図ること。</p> <p>(3) 交通計画に定められた事業を実施すること。</p> <p>(4) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)</u>に基づき地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等について協議すること。</p> <p>(5) <u>道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1号</u>に規定する交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について協議すること。</p>		<p>事業者の代表者</p> <p>(3) 鉄道事業者の代表者</p> <p>(4) 一般社団法人千葉県バス協会の代表者</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者</p> <p>(6) 公共的団体等の代表者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) 市民</p> <p>(9) 市の職員</p>		
白井市総合計画審議会	<p>(1) 市長の諮問に応じ、白井市基本構想及び白井市基本計画の策定に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(2) 白井市基本計画の推進状況について、市長に意見を述べること。</p> <p>(3) 白井市総合計画に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べること。</p>	会長 副会長 委員	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 公共的団体等の代表者</p> <p>(3) 市民</p>	15人以内	3年
白井市交通安全対策会議	<p>(1) <u>交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条第1項</u>の規定に基づく白井市交通安全計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(2) 市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画及びその施策の推進について調査審議すること。</p>	会長 委員	<p>(1) 交通指導員</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) 市の職員</p>	15人以内	3年
白井市住居表示審議会	<p>市長の諮問に応じ、住居表示整備事業に関する事項について調査審議すること。</p>	会長 副会長 委員	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) 市民</p>	11人以内	3年
白井市市民活動推進委員会	<p>(1) 市民活動団体と市の協働の推進、市民活動団体間の連携の推進その他市民活動の推進に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(2) 市民団体活動支援補助金の評価に関すること。</p>	委員長 副委員長 長 委員	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 公共的団体等の代表者</p> <p>(3) 市民</p>	14人以内	3年
白井市男女共同参画推進会議	<p>白井市男女平等推進行動計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。</p>	会長 副会長 委員	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 公共的団体等の代表者</p> <p>(3) 市民</p>	15人以内	3年
白井市地域福祉計画策定等委員会	<p>(1) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条</u>の規定に基づく白井市地域福祉計画の策定、改定等に関する事項について調査審議すること。</p>	委員長 副委員長 長 委員	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 社会福祉事業者の代表者</p>	15人以内	3年

	(2) 白井市地域福祉計画の推進状況について、市長に意見を述べること。		(3) 民生委員・児童委員 (4) 公共的団体等の代表者 (5) 市民		
白井市障害者計画等策定委員会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項 の規定に基づく白井市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく白井市障害福祉計画の策定に関する事項について調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 民生委員・児童委員 (3) 公共的団体等の代表者 (4) 障害者団体の代表者 (5) 市民	15人以内	策定するまで
白井市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項 に規定する入所の措置及び当該措置の継続の要否について審査すること。	委員長 委員	(1) 医師 (2) 老人ホームの長 (3) 印旛保健所の職員 (4) 市の職員	4人以内	3年
白井市福祉有償運送運営協議会	市又は社会福祉法人(社会福祉法第22条 に規定するものをいう。)、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項 に規定するものをいう。等)による 道路運送法第79条 の登録(道路運送法施行規則第49条第2号 に規定する福祉有償運送に係るものに限る。以下同じ。)、当該登録に係る 同法第79条の6第1項 の有効期間の更新の登録及び 同法第79条の7第1項 の変更の登録の申請に係る福祉有償運送の必要性その他必要な事項を調査審議すること。	会長 副会長 委員	(1) 公共交通事業者の代表者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 福祉有償運送の利用者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市の職員	8人以内	3年
白井市介護保険サービス事業者等選定審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項 の規定により策定した白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に基づき介護施設等を整備する事業者を選定すること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 民生委員・児童委員 (3) 関係団体の代表者 (4) 市の職員	9人以内	3年
白井市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号 に掲げる事務を処理すること。 (2) その他子ども・子育ての支援に関する計画の策定及び推進並びに重要事項の調査審議に関すること。	会長 副会長 委員	(1) 保健医療関係者 (2) 児童福祉関係者 (3) 教育機関の職員 (4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者 (5) 市民	20人以内	3年
白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会	公立保育所の役割及び体制について調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員	13人以内	調査審議が終了するまで

			(4) 市民 (5) 市の職員		
白井市予防接種健康被害調査委員会	<u>予防接種法(昭和23年法律第68号)</u> に基づく予防接種その他市長が必要と認める予防接種による健康被害が発生した場合に、当該事例について医学的見地から調査すること。	委員長 委員	(1) 医師 (2) 印旛保健所の職員	6人以内	3年
白井市健康づくり推進協議会	総合的な保健計画の策定、進捗等に関する事項及び市が実施する各種健康診査、健康相談、保健栄養指導その他の市民の健康の増進に関する事項について調査審議すること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 医師 (3) 関係団体の代表者 (4) 教育機関の職員 (5) 印旛保健所の職員 (6) 市民	12人以内	3年
白井市農業振興地域整備促進協議会	<u>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項</u> の規定に基づく白井市農業振興地域整備計画の策定又は変更、推進等に関する事項について調査審議すること。	会長 副会長 委員	(1) 農業委員 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 白井市都市計画審議会の委員 (4) 農業に従事する者	10人以内	3年
白井市ふるさと産品認定審査会	(1) ふるさと産品の認定について調査審議すること。 (2) ふるさと産品の育成、宣伝、普及その他必要な事項について調査審議すること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体の代表者 (3) 市民	7人以内	3年
白井市都市計画審議会	(1) 市長の諮問に応じ、市の定める都市計画について調査審議すること。 (2) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。 (3) <u>都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項</u> の規定に基づく基本計画の策定、推進等について調査審議すること。 (4) <u>景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項</u> の規定に基づく景観計画の策定、推進等について調査審議すること。	会長 委員	(1) 市議会議員 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	15人以内	2年
白井市空家等対策協議会	(1) <u>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)</u> 第7条第1項に基づく白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項について協議すること。 (2) 特定空家等(<u>空家法第2条第2項</u> に規定する特定空家等をいう。以下同じ。)の判断基準の作成及び改定等に関する事項について協議すること。 (3) 特定空家等の判定及び措置の方針その他必要な事項について協議すること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	10人以内	3年
白井市地域包括支援セン	地域包括支援センター(<u>介護保険法第115条の46第1項</u> に規定するも	会長 副会長 委員	(1) 医師	15人以内	3年

	ター運営協議会	のをいう。)の設置、運営等に関する事項について審議すること。		(2) 介護サービス事業者の代表者 (3) 介護サービス関係団体の代表者 (4) 権利擁護に関する相談等を担う団体の代表者 (5) 市民		
	白井市上下水道事業審議会	市長の諮問に応じ、水道事業及び公共下水道事業の運営並びに水道料金及び公共下水道使用料その他負担金に関する事項について調査審議すること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 受益者 (3) 市民	10人以内	3年
教育委員会	白井市教育支援委員会	(1) 特別の支援を必要とする児童及び生徒の適切な就学指導について調査審議すること。 (2) 特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、適切かつ継続的な支援を行うために必要な事項について調査審議すること。	委員長 副委員長 長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 医師 (3) 教育機関の職員	9人以内	3年
	白井市通学区域審議会	教育委員会の諮問に応じ、市立学校の通学区域の適正化について調査審議すること。	会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員	10人以内	3年
	白井市いじめ対策調査会	(1) いじめの防止等に関する事項について調査審議すること。 (2) いじめに関する当事者間の関係を調整すること。 (3) 市内の小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒に重大事態が発生した場合における事実関係等について調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	5人以内	3年
	白井市外国語指導助手業務委託業者選定委員会	白井市立小学校及び中学校の外国語指導助手の派遣委託業者の選定について審査すること。	委員長 委員	(1) 教育機関の職員 (2) 市の職員	7人以内	委託業者を選定するまで
	白井市生涯学習推進委員会	(1) 生涯学習の推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。 (2) 公民館における事業の企画実施に関する事項について調査審議すること。 (3) 白井市文化センター等の社会教育施設(白井市スポーツ推進委員会の担任するスポーツ施設を除く。)の運営に関する事項について調査審議すること。 (4) 社会教育団体及び文化芸術団体の育成に関する事項について調査審議すること。	委員長 副委員長 長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育及び社会教育の関係者の向上に資する活動を行う者 (4) 市民	15人以内	3年
			(1) 子ども・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する	会長 副会長	(1) 学識経験を有する者	12人以内

<p>白井市子ども・若者育成支援協議会</p>	<p>総合的施策(以下「子ども・若者施策」という。)の企画立案について調査審議すること。 (2) 子ども・若者施策の適切な実施を図るため、関係行政機関相互の連絡調整に関する事項について調査審議すること。 (3) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議すること。</p>	<p>委員</p>	<p>(2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市民</p>		
<p>白井市史編さん委員会</p>	<p>白井市史の編さんに関する基本方針を決定し、資料の収集及び調査研究を行い、市史の執筆、編さん及び刊行に至る業務を行うこと。</p>	<p>委員長 副委員長 委員長 委員</p>	<p>(1) 学識経験を有する者 (2) 市の職員</p>	<p>10人以内</p>	<p>3年</p>
<p>白井市放課後子どもプラン推進委員会</p>	<p>(1) 放課後子どもプランの推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。 (2) 放課後子ども教室の指導者の養成及びその資質の向上に関する事項について調査審議すること。 (3) 放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携及び協力に関する事項について調査審議すること。 (4) 学校、地域及び関係団体等との連携並びに協力に関する事項について調査審議すること。</p>	<p>委員長 副委員長 委員長 委員</p>	<p>(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 市民 (5) 市の職員</p>	<p>12人以内</p>	<p>3年</p>
<p>白井市スポーツ推進委員会</p>	<p>(1) スポーツの推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。 (2) スポーツ施設(学校体育施設を含む。)及び設備の整備並びに利用に関する事項について調査審議すること。 (3) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関する事項について調査審議すること。 (4) スポーツの普及及びスポーツ団体の育成に関する事項について調査審議すること。</p>	<p>委員長 副委員長 委員長 委員</p>	<p>(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市民</p>	<p>13人以内</p>	<p>3年</p>
<p>白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会</p>	<p>白井市立桜台小学校及び桜台中学校の調理業務の委託業者の選定について審査すること。</p>	<p>委員長 副委員長 委員長 委員</p>	<p>(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 教育機関の職員 (4) 市の職員</p>	<p>9人以内</p>	<p>委託者を選定するまで</p>

特別職報酬等審議会に関する国の通知等

【特別職の報酬等について】

(昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区を含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙
条例準則を参考として特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

【特別職の職員の給与について】

(昭和 43 年 10 月 17 日自治給第 94 号自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」(昭和 39 年自治給第 208 号各都道府県知事あて自治事務次官通知)の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがあるが、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配慮し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第 204 条および附則第 6 条の 2 の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事(市長村長)、副知事(助役)および出納長(収入役)(以下「三役」という。)に対して支給するものとするのは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当(調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当)に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、

従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

1 近年における消費者物価上昇率

- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前 5 カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民 1 人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

【特別職の報酬等について】

(昭和 48 年 12 月 10 日自治給第 77 号自治省行政局公務員部長通知)

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」(昭和 39 年自治給第 208 号各都道府県知事あて自治事務次官通知)及び「特別職の職員の給与について」(昭和 43 年自治給第 94 号自治省行政局長通知)の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市(区)町村についても、この通知の趣旨に沿って適切なお指導を願いたい。

白 報 審 第 6 号
令和4年10月12日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市特別職報酬等審議会
会 長 福 島 康 仁



市議会議員の議員報酬の額について (答申)

令和4年3月18日付け白総第891号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、市長、副市長、教育長の給料の額については、今後審議し、あらためて答申します。

記

- 1 市議会議員の議員報酬の額について
以下のとおり改定する。

区分	報酬月額
議長	440,000円
副議長	370,000円
常任委員長	360,000円
議会運営委員長	360,000円
議員	350,000円

ただし、市議会議員定数を現行の21人から3人減らし、18人とする
ことを報酬額改定の条件とする。

- 2 答申に当たっての意見

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任が高まる中で、議会の担う役割や責任がますます重くなっていることは十分に認識するものであるが、本市における市議会議員の報酬額は、平成6年から据置き現在に至っている。そのため、県内他市、本市と人口規模や産業構造が類似する団体と比較しても、低い水準となっている。

しかしながら、報酬額の改定に当たっては、コロナ禍での先行き不透明な経済情勢や市民感情に配慮しつつ、慎重に審議する必要がある。

そこで、本市の一般会計予算に占める議会費割合や県内他市、類似団体等における人口1万人当たりの議員数等を参考とした上で、健全な財政運営を維持する観点から、「現行の議員報酬及び期末手当の総額を上限」として、増額改定を検討した。

報酬の引上げ額については、類似団体、近隣市の状況を参考に、現行の報酬額から一律5万円を増額することとした。ただし、「現行の議員報酬及び期末手当の総額を上限」としたため、議員定数を3人減らすことを条件とする。

本市の議員定数は、今後とも社会情勢の変化や類似団体、他市の状況などを踏まえ、定期的に見直すよう要請する。

白 報 審 第 7 号
令和6年2月27日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市特別職報酬等審議会
会 長 福 島 康 仁



常勤特別職の給料等の額について（答申）

令和4年3月18日付け白総第891号で諮問のありましたこのことについて、常勤特別職の給料等の額について下記のとおり答申します。

なお、市議会議員の議員報酬については令和4年10月12日付白報審第6号で答申済であることを申し添えます。

記

1 常勤特別職の給料の額について

以下のとおり改定する。

区分	給料月額
市長	851,000 円
副市長	707,000 円
教育長	666,000 円

今後は、取り巻く社会情勢に応じて適宜見直していくことが必要と考える。
なお、常勤特別職の通勤手当については、一般職と同様に支給することが妥当と考える。

2 答申に当たっての意見

地方分権の進展による地域間競争時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任が問われ、常勤特別職には、市政の舵を取る上で優れたリーダーシップ、柔軟な判断力、成果をあげる実行力が求められており、その職責はますます重くなっている。しかしながら、白井市における常勤特別職の給料額は、平成6年から据置き現在に至っているところであり、近隣自治体や類似団体との比較、民間企業の状況、消費者物価指数の動向、特別職の職務内容、一般職の給料等の推移、市内外からの広く有能な人材を確保する観点から、

給料月額を上げることは、委員各位の総意である。

改定額についてはこれからの白井市のまちづくりを不断の努力により、不確実性の時代のなかで市政運営を先導する市長、副市長、教育長に有能な人材を求めたいということを念頭に、市民の理解と納得が得られることに考慮しながら、慎重かつ広範に審議を重ねた。国家公務員一般職を対象とした人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の推移や本市の現在及び将来の財政状況なども踏まえ総合的に勘案した結果である。

今後、市は市民への説明責任を十分に果たすよう配慮し、これからの白井市の発展と市民福祉を増進する人材の確保のために増額改定されたい。

なお、通勤手当については諮問事項に含まれないものであるが、この手当は実費弁償的な性格を有するものであり、県内自治体の半数以上、全国でも7割から8割の都道府県で支給されていることを踏まえ、一般職と同様に手当を支給することが妥当であると考えた。

また、前述のとおり常勤特別職の給料額は、平成6年から約30年間据置きとなっていたが、今後は社会経済や社会動向に応じて適宜見直しする必要があることを申し添える。

○地方公務員法

(昭和二十五年十二月十三日)
(法律第二百六十一号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人([地方独立行政法人法\(平成十五年法律第百十八号\)第二条第二項](#)に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

(昭二七法一七五・昭三四法一九九・昭三八法九九・昭四一法一二〇・平四法二三・平七法五四・平一五法一一九・平一六法一四〇・平二三法三五・平二九法二九・一部改正)

(この法律の適用を受ける地方公務員)

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員(以下「職員」という。)に適用する。

- 2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(平二六法三四・一部改正)

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 [労働組合法\(昭和二十四年法律第百七十四号\)](#)、[労働関係調整法\(昭和二十一年法律第二十五号\)](#)及び[最低賃金法\(昭和三十四年法律第百三十七号\)](#)並びにこれらに基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。

- 2 [労働安全衛生法\(昭和四十七年法律第五十七号\)第二章](#)の規定並びに[船員災害防止活動の促進に関する法律\(昭和四十二年法律第六十一号\)第二章及び第五章](#)の規定並びに[同章](#)に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う[労働基準法\(昭和二十二年法律第四十九号\)別表第一](#)第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員以外の職員に関して適用しない。
- 3 [労働基準法第二条](#)、[第十四条第二項](#)及び[第三項](#)、[第二十四条第一項](#)、[第三十二条の三](#)から[第三十二条の五](#)まで、[第三十八条の二第二項](#)及び[第三項](#)、[第三十八条の三](#)、[第三十八条の四](#)、[第三十九条第六項](#)から[第八項](#)まで、[第四十一条の二](#)、[第七十五条](#)から[第九十三条](#)まで並びに[第二条](#)の規定、[労働安全衛生法第六十六条の八の四](#)及び[第九十二条](#)の規定、[船員法\(昭和二十二年法律第百号\)第六条](#)中[労働基準法第二条](#)に関する部分、[第三十条](#)、[第三十七条](#)中勤務条件に関する部分、[第五十三条第一項](#)、[第八十九条](#)から[第百条](#)まで、[第二条](#)及び[第八十八条](#)中勤務条件に関する部分の規定並びに[船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条](#)の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に関して

適用しない。ただし、[労働基準法第百二条](#)の規定、[労働安全衛生法第九十二条](#)の規定、[船員法第三十七条](#)及び[第百八条](#)中勤務条件に関する部分の規定並びに[船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条](#)の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う[労働基準法別表第一](#)第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、[同法第七十五条](#)から[第八十八条](#)まで及び[船員法第八十九条](#)から[第九十六条](#)までの規定は、[地方公務員災害補償法\(昭和四十二年法律第二百一十一号\)第二条第一項](#)に規定する者以外の職員に関しては適用する。

- 4 職員に関しては、[労働基準法第三十二条の二第一項](#)中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」とあるのは「使用者は、」と、[同法第三十四条第二項ただし書](#)中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは「条例に特別の定めがある場合は」と、[同法第三十七条第三項](#)中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、[同法第三十九条第四項](#)中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間を単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより」とあるのは「前三項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、」とする。

- 5 [労働基準法](#)、[労働安全衛生法](#)、[船員法](#)及び[船員災害防止活動の促進に関する法律](#)の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定中[第三項](#)の規定により職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う[労働基準法別表第一](#)第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長)が行うものとする。

(昭三四法一三七・昭三九法一一八・昭四〇法七一・昭四二法六一・昭四二法一二一・昭四七法五七・昭五七法四〇・昭六二法九九・平一〇法一一二・平一三法一一二・平一五法一〇四・平一九法一二八・平二〇法八九・平二一法八六・平三〇法七一・一部改正)

○常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例

昭和32年7月22日
条例第17号

[注] 平成18年3月から改正経過を注記した。

第1条 この条例は、特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費等について定めることを目的とする。

(一部改正〔平成27年条例4号〕)

第2条 特別職の職員の給料は、別表第1のとおりとする。

(一部改正〔平成27年条例4号〕)

第2条の2 特別職の職員に対して、一般職の職員の例により、通勤手当を支給する。

(追加〔令和6年条例16号〕)

第3条 特別職の職員で6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及びその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(一部改正〔平成18年条例13号・21年23号・22年17号・27年4号・29年5号・令和4年24号・5年31号〕)

第4条 新たに特別職の職員となった者又は特別職の職員を退職した者の給料は、就任の日から又は退職した日までについて支給する。

2 前項に定めるもののほか給与の支給方法は、一般職の職員の給与の支給方法の例による。

(一部改正〔平成18年条例13号・27年4号〕)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

第6条 特別職の職員に支給する旅費の額は、別表第2に掲げる額を実費として支給する。

2 前項の規定による旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

(一部改正〔平成18年条例13号・27年4号〕)

第7条 教育長の勤務時間及びその他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

別表第1(第2条関係)

(全部改正〔令和6年条例16号〕)

区分	単位	給料の額
市長	1箇月につき	851,000円
副市長	同上	707,000円
教育長	同上	666,000円

別表第2(第6条第1項関係)

(一部改正〔平成18年条例13号〕)

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルに付)	宿泊料 (1夜に付)	航空賃	食卓料 (1夜に付)
普通運賃	上級運賃		13,100円	実費	2,600円

		50円。ただし、定期バスの運行されている路線にあつてはその運賃		
--	--	---------------------------------	--	--

○白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和32年2月2日

条例第5号

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第203条の2第1項の規定による非常勤の職員(以下「特別職の職員」という。)の報酬、同条第3項の規定に基づく費用弁償及びその支給方法を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成20年条例28号〕)

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法第180条の5に掲げる委員会の委員長及び委員については、別表第1に掲げる額
- (2) 法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関の委員その他の構成員については、別表第2に掲げる額
- (3) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人については、別表第3に掲げる額
- (4) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員については、別表第4に掲げる額

(一部改正〔平成24年条例31号〕)

(報酬の支給方法)

第3条 前条に定める報酬の支給方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日額による報酬は、月の初日から月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月の末日までに支給する。
- (2) 月額による報酬は、各月の別に定める日に支給する。
- (3) 年額による報酬は、報酬年額の12分の1の額に在職月数を乗じて得た額を別に定める日に支給する。
- (4) 前2号に定めるものを除くほか、報酬の支給方法は、議会議員の議員報酬の支給方法の例による。

(一部改正〔平成20年条例28号・25年37号〕)

(費用弁償)

第4条 特別職の職員で公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第5のとおりとする。
- 3 市外に居住する特別職の職員(市内に勤務する者を除く。)が、当該職務に従事するために、市外の居住地又は勤務地からその目的地まで移動したときは、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による移動に要する費用の相当額を費用弁償として支給することができる。ただし、任命権者が特に支給することを必要と認めた場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定により支給することができる費用の相当額は、別表第6のとおりとする。
- 5 前3項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(一部改正〔平成24年条例31号・28年7号〕)

別表第1(第2条第1号関係)

(一部改正〔平成25年条例37号・27年4号・29年1号・22号〕)

職名		報酬の額
教育委員会	委員	月額 50,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 7,300円
	委員	日額 6,600円
監査委員	知識経験者	月額 70,000円
	議会選出委員	月額 41,000円
農業委員会	会長	月額 50,000円
	会長代理	月額 48,000円

	委員	月額 45,000円
	農地利用最適化推進委員	月額 40,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,300円
	委員	日額 6,600円

別表第2(第2条第2号関係)

(全部改正〔平成24年条例31号〕、一部改正〔平成27年条例22号・令和5年24号〕)

職名		報酬の額
白井市入札等監視委員会	委員長	日額 20,000円
	委員	日額 20,000円
白井市障害者介護給付認定審査会	会長	日額 23,600円
	委員	日額 20,400円
白井市予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額 26,000円
	委員	日額 26,000円
介護認定審査会	会長	日額 23,600円
	委員	日額 20,400円
その他の附属機関	会長又は委員長	日額 7,300円
	委員その他の構成員	日額 6,600円

別表第3(第2条第3号関係)

(一部改正〔平成20年条例5号・27年9号・令和元年2号〕)

職名	報酬の額
期日前投票所の投票管理者	1回につき 11,300円(投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、5,650円)
投票所の投票管理者	1回につき 12,800円(投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、6,400円)
開票管理者	1回につき 10,800円
選挙長	1回につき 10,800円
期日前投票所の投票立会人	1回につき 9,600円(投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、4,800円)
投票所の投票立会人	1回につき 10,900円(投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、5,450円)
開票立会人	1回につき 8,900円
選挙立会人	1回につき 8,900円

別表第4(第2条第4号関係)

(追加〔平成24年条例31号〕、一部改正〔平成25年条例14号・37号・26年14号・28年7号・29年4号・30年3号・31年3号・令和元年6号・2年4号・4年5号・5年26号・6年7号〕)

職名	報酬の額
産業医	年額 60,000円
	日額 30,000円
社会福祉法人会計指導監査員	日額 25,000円
こども発達センター嘱託医	年額 60,000円
	日額 30,000円
保育園医	年額 60,000円

	日額 30,000円(健康診断を受ける児童が80人を超える場合にあつては、その超える児童1人につき375円を加算した額)
保育園歯科医	年額 60,000円 日額 30,000円(健康診断を受ける児童が80人を超える場合にあつては、その超える児童1人につき375円を加算した額)
家庭的保育事業等会計指導監査員	日額 25,000円
生活保護嘱託医	日額 30,000円
認知症初期集中支援チームサポート医	日額 30,000円
市医	日額 30,000円
市歯科医	日額 30,000円
地域災害医療コーディネーター	日額 30,000円(災害時において4時間を超えて勤務した場合にあつては、4時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき11,250円を超えない範囲で市長が定める額を加算した額)
学校薬剤師	日額 22,000円
学校運営協議会委員	年額 10,000円
学校評議員	年額 20,000円
学校医	年額 60,000円以内 日額 30,000円(健康診断を受ける児童又は生徒が80人を超える場合にあつては、その超える児童又は生徒1人につき375円を加算した額)
学校歯科医	年額 60,000円以内 日額 30,000円(健康診断を受ける児童又は生徒が80人を超える場合にあつては、その超える児童又は生徒1人につき375円を加算した額)
市史編さん委員	日額 10,000円
スポーツ推進委員	年額 35,000円

別表第5(第4条第2項関係)

(一部改正〔平成24年条例31号〕)

鉄道賃	船賃	車賃(1キロメートルに付)	宿泊料(1夜に付)	航空賃	食卓料(1夜に付)
普通運賃	上級運賃	50円。ただし、定期バスの運行されている路線にあつては、その運賃	13,100円	実費	2,600円

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務員へ



多様で有為な人材の確保

職員の成長支援と
組織パフォーマンス向上

Well-beingの実現
に向けた環境整備

給与制度のアップデート - 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 -

【措置内容の例】

- 初任給を大幅引上げ。管理職は職責重視の体系に刷新
- 通勤手当の上限を月15万円に引上げ。新幹線通勤の要件緩和
- 地域手当を都道府県単位に広域化
- 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額

- 一般職試験にも「教養区分」を導入
【令和7年目途】

- 総合職試験「教養区分」の年2回実施
【令和8年目途】

- CBT(オンライン試験)の段階的導入
【令和9年目途】

- キャリア形成支援のための取組を
まとめたガイド作成

- 国内外の大学院への派遣を拡充

- キャリア形成を支援する人事管理の
ための府省共通システムの設計

- 育児時間の取得パターンの多様化、
子の看護休暇の対象を小3まで拡大
- 超過勤務縮減に向け、各種アンケートを
踏まえた関係各方面への協力依頼
- 勤務間のインターバル確保状況の実態
把握・各省ヒアリングなど取組を推進
- 兼業制度の見直しの検討

+

人事行政諮問会議

中間報告を

踏まえた取組

- ✓ 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討

- ✓ 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる施策等の検討

(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与との状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

〔本年4月分の民間給与を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップグレードの先行実施

【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1%[+23,800円])

【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8%[+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

【手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施】

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水増し上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給

初任給・若年層の水増しを大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当

都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
異動保障を3年間に延長

通勤手当等

支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス

成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当

管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤手当、寒冷手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

令和3年度から5年度までの特別職報酬等審議会
会議録

<https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/somu/s08/jinji01/jinji10/10910.html>



令和6年度人事院勧告

https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku/archive/r6/r6_top.html

